

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ふくしの里慶泉荘

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的と運営方針

介護保険法の理念に基づき、ご利用者が有する能力に応じて生活出来るように、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上のお世話及び機能訓練等の介護サービスを提供します。また、ご利用者の基本的人権を尊重し、心のこもった介護に徹します。

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 岩手県0372600130号
- (2) 施設の名称 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ふくしの里慶泉荘
- (3) 施設の所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地7
- (4) 電話番号 0191-46-3228
- (5) 施設管理者 施設長 大内文章

3. 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しております。

【短期入所生活介護】 慶泉荘短期入所生活介護事業	平成12年4月1日指定 岩手県0372600106号 定員8名
【通所介護】 慶泉荘デイサービスセンター	平成12年4月1日指定 岩手県0372600098号 定員30名
【居宅介護支援】 慶泉荘指定居宅介護支援事業所	平成12年4月1日指定 岩手県0372600023号
【認知症対応型共同生活介護】 グループホーム『けーせん』	平成17年3月16日指定 岩手県0372600288号 定員9名
※平成18年4月1日 介護予防サービス事業として介護予防短期入所生活介護、介護予防通所介護の指定を受ける。	

4. 施設の職員体制

(令和7年4月1日現在)

在)

職 種	従事する業務内容	人 員
管 理 者	業務の一元的な管理	1名
生 活 相 談 員	生活相談・生活支援	2名
介 護 支 援 専 門 員	施設サービス計画作成	3名
介 護 職 員	介護業務全般	29名※ 介護福祉士23名
医 師	健康管理及び療養上の指導	1名
看 護 師	心身の健康管理、保健衛生管理	5名
機 能 訓 練 指 導 員	身体機能維持の為の指導	1名 ※ 看護師1名が兼務
管 理 栄 養 士	栄養ケアマネジメント計画作成、栄養指導等	1名
栄 養 士	食事の献立作成、栄養指導等	1名
事 務 員	会計、庶務	2名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務時間	職 種	勤務時間
1. 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士・栄養士 事務員	8：30～17：30	4. 介護職員	早番勤務 6：30～15：30 日勤勤務 8：30～17：30 10：00～19：00 11：00～20：00 遅番勤務 13：00～22：00 夜勤勤務 22：00～翌日7：00
2. 医師(内科)	15：00～17：00 (毎週月曜日)		
3. 看護職員 (機能訓練指導員)	8：00～17：00 9：00～18：00 9：30～18：30		

5. 設備の概要

定員 58 名 (短期入所 8 名を含む)

居室・設備の種類	室 数	備 考
1 人 部 屋	8 室	ベッド・枕元灯・洗面所・衣類ダンス等を備品として備えております。
2 人 部 屋	1 室	
4 人 部 屋	12 室	
静 養 室	1 室	医務室に隣接して設けております。
食 堂	1 室	車椅子対応型のテーブルを備えております。
機能訓練室	食堂の一角	平行棒、歩行器等の訓練器具等を備えております。
浴 室	2 室	一般浴槽・機械浴槽
医 務 室	1 室	利用者の診療・治療の為に必要な医薬品及び医療器具を備えております。

6. サービスの内容

- ① 食 事 朝食 8：00 ～ 9：00
昼食 12：00 ～ 13：00
夕食 18：00 ～ 19：00 } ※ 原則、食堂を利用して頂いております。
- ② 介 護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、体位変換、移動介助
精神的ケア、日常生活上のお世話
- ③ 入 浴 最低、週 2 回入浴可能です。(状態によっては清拭となる場合があります)
- ④ 機能訓練 入所者の心身等の状態に応じて、機能訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談出来ます。
- ⑥ 健康管理 当施設では、年間 1 回健康診断を行っております。日程については別途ご連絡致します。また、毎週金曜日の 12：45～14：45 まで医務室にて診察や健康相談のサービスを受けることが出来ます。
【嘱託医】 杉内 登医師 (昭和病院 院長)
<協力医療機関> 1. 一関病院 2. 美希病院 3. 平泉歯科診療所
- ⑦ 理髪サービス 当施設では毎月、1 回～2 回木曜日に町内外の理髪店出張による理髪サービスをご利用頂けます。(料金：散髪 2,000 円、毛染め 2,000 円)
- ⑧ 行政手続き代行 行政手続きの代行を行います。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払い頂きます。
- ⑨ 日常費用支払い代行 介護費用以外の日常生活に係る諸費用に関する支払いにつきましては、預り金規程に基づいて代行させていただきます。(有料)

- ⑩ **所持品の保管** 居室に置くことの出来ない所持品を保管室にてお預かりします。ただし、お預かりすることの出来る所持品の種類や体積には制限があります。
- ⑪ **レクリエーション** 希望によりレクリエーションや行事に参加することが出来ます。費用については、原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味により個人所有となる物等については自己負担とさせて頂いております。

7. 利用料金

重要事項説明書別紙に記載のとおり

8. お支払い方法（契約書第7条参照）

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、30日以内にお支払い下さい。
お支払い方法は、『口座引落し・銀行振込』の中からお契約の際にお選び頂けます。

9. サービス利用にあたっての留意事項

- ① **面会** 面会カードにご記入下さい。多量の食品や酒類の持ち込みはご遠慮下さい。食事規制の方もおりますので、他のご利用者の方への分配もご遠慮下さい。また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。
- ② **外出・外泊** 「外出・外泊届け」により事前にお申し出下さい。食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。
- ③ **飲酒・喫煙** 喫煙については、喫煙スペースのみで出来ます。飲酒については、健康状態等相談の上、対応致します。
- ④ **宗教活動等** 当施設の職員やご利用者に対しての宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはご遠慮下さい。
- ⑤ **設備・器具の使用** ご利用される際は、必ず職員にお声をお掛け下さい。
- ⑥ **所持品の持ち込み** 出来るだけご自宅に近い環境で暮らせるように、身の回りの物をご持参下さい。ただし、スペースの関係がございますので、大きな物については、あらかじめご相談下さい。

10. ご利用者が病院等に入院された場合

- ・ 3ヵ月以内に退院された場合には、通院後再び当施設に入所することが出来ます。
- ・ 入院期間中、ご利用者の部屋を短期利用者の方の部屋として一時的に使用させて頂く場合がございます。

11. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について） 契約書第8条参照

- ① ご利用者のご都合で退所される場合
 - ・ 退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。
- ② 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します）
 - ・ ご利用者が死亡された場合
 - ・ 要介護認定によりご利用者の要介護認定区分が要支援・自立(非該当)と認定された場合
- ③ その他
 - ・ サービス利用料金のお支払いを3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合
 - ・ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者、もしくは他のご利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又、著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - ・ ご利用者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院された場合
 - ・ 当施設が解散、もしくは破産した場合、又はやむを得ない事情により施設を閉鎖した場合

12. 非常災害対策

当施設では、非常災害その他、緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき対応についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上防災訓練を実施しております。

13. 緊急時の対応

サービス提供時に、ご利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時 連絡 先	①氏名		続柄	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	住所			
	②氏名		続柄	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	住所			

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合、ご家族・市町村及び関係機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った対応について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得たご利用者、又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩致しません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としてしています。

16. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

17. 高齢者虐待防止対策

- (1) 虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。
 - ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分周知します。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (2) サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

18. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者・ご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、拘束内容及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の賠償責任を減じさせていただきます。

21. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情受付

当施設における相談や苦情は、次の窓口で対応致します。

① 苦情受付窓口（担当者）

担当者 生活相談員：佐藤 知恵美

責任者 施設長：大内 文章

電話：0191-46-3228 F A X 0191-46-3229 Email：sya.tousenkai@deluxe.ocn.ne.jp

受付時間：原則、月曜日～金曜日 8：30～17：30

② 「岩手県国民健康保険団体連合会」

〒020-0025 盛岡市大沢川原 3-7-30 電話：019-604-6700

③ ご利用者の保険者 ※ 平泉町、一関市の場合：一関地区広域行政組合 介護保険課

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 電話：0191-31-3223

④ 岩手県福祉サービス適正化委員会

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 電話：019-637-8871

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要事項を説明し、交付しました。

<施設>

所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡 69 番地 7

名称 社会福祉法人 稲泉会

特別養護老人ホーム ふくしの里慶泉荘

代表者 施設長 大内 文章 印

説明者 生活相談員 佐藤 知恵美 印

私は、契約書及び本書面により事業所から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意致します。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄： _____)

重 要 事 項 説 明 書 別 紙

利用料金

(1) 基本料金

(1 割負担)

	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額 (従来型個室)	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額 (多床室)
要介護1	¥ 589	¥ 589
要介護2	¥ 659	¥ 659
要介護3	¥ 732	¥ 732
要介護4	¥ 802	¥ 802
要介護5	¥ 871	¥ 871

(2) 加算料金

※加算については算定基準に適合していた場合のみ算定します。

項 目	金 額	該当
日常生活継続支援加算	(I) 36 円(1 日) (II) 46 円(1 日) 居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します	(I) ○
看護体制加算	(I)イ 6 円(1 日) (II)イ 13 円(1 日) (I)ロ 4 円(1 日) (II)ロ 8 円(1 日) 看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します	(I)イ (II)イ ○
夜勤職員配置加算	(I)イ 22 円(1 日) (III)イ 28 円(1 日) (I)ロ 13 円(1 日) (III)ロ 16 円(1 日) (II)イ 27 円(1 日) (IV)イ 33 円(1 日) (II)ロ 18 円(1 日) (IV)ロ 21 円(1 日) 夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します	(III)イ ○
生活機能向上連携加算 (I)	100 円(1 月)原則3 月に1 回限度 指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3 月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直した場合に算定します	

項 目	金 額	該当
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 円(1 月) 個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100 円 指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3 月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 円(1 日) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1 名以上配置し都道府県知事に届け、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 円(1 月) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します	
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20 円(1 月) 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を相互に共有していること。共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し内容について理学療法士等の関係職種間で共有した場合に算定します	
ADL維持等加算	(Ⅰ)30 円(1 月) (Ⅱ)60 円(1 月) ADL 等維持加算は、一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します	
若年性認知症入所者受入加算	120 円(1 日) 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40 歳から64 歳まで)の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します	
専従の常勤医師の配置に係る加算	25 円(1 日) 常勤の医師を1 名以上配置している場合に算定します	
精神科を担当する医師に係る加算	5 円(1 日) 認知症の入所者が全入所者の3 分の1 以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2 回以上行われている場合、算定します	

項 目	金 額	該当
障害者生活支援体制加算 (Ⅰ)	26 円(1 日) 入所している視覚障害者等が 15 以上、または入所している視覚障害者等が全体の 30%を占めていること。専従常勤の職障害者生活支援員を必要数配置している場合に算定します	
障害者生活支援体制加算 (Ⅱ)	41 円(1 日) 入所している視覚障害者等が全体の 50%を占めていること。専従常勤の職障害者生活支援員を必要数配置している場合に算定します	
初期加算	30 円(1 日) 当施設に入所した日から 30 日以内の期間について算定します	○
再入所時栄養連携加算	200 円(1 回) 当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します	
退所前訪問相談援助加算	460 円(1 回) 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します	
退所後訪問相談援助加算	460 円(1 回) 退所後 30 日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します	
退所時相談援助加算	400 円(1 回) 入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から 2 週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します	
退所前連携加算	500 円(1 回) 入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定します	
栄養マネジメント強化加算	11 円(1 日) 低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します	○

項 目	金 額	該 当
経口移行加算	28 円(1 日) 医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合に算定します	
経口維持加算(Ⅰ)	400 円(1 月) 現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します	
経口維持加算(Ⅱ)	100 円(1 月) 経口維持加算(Ⅰ)算定する場合、入所者の食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上が参加した場合に追加で加算されます	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円(1 月) 歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に算定します	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円(1 月) (Ⅰ)に適合し、入所者毎口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たり、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合に算定します	
療養食加算	6 円(1 回)1 日につき3 回を限度 疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します	
配置医師緊急時対応加算	325 円(1 回) 当施設の配置医師が求めに応じ通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間又は深夜除く)に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します 650 円(1 回)早朝・夜間の場合 1,300 円(1 回)深夜の場合	
看取り介護加算(Ⅰ)	72 円(1 日)死亡日以前31 日以上45 日以下 144 円(1 日)死亡日以前4 日以上30 日以下 680 円(1 日)死亡日の前日及び前々日 1,280 円(1 日)死亡日 看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します	○

項 目	金 額	該当
看取り介護加算(Ⅱ)	72 円(1 日) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 144 円(1 日) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 780 円(1 日) 死亡日の前日及び前々日 1,580 円(1 日) 死亡日 (Ⅰ)に追加で、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当した場合に算定します	
在宅復帰支援機能加算	10 円(1 月) 入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します	
在宅・入所相互利用加算	40 円(1 日) 可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対して算定します	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円(1 日) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円(1 日) (Ⅱ)に適合し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修実施又は実施を予定している場合に算定します	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円(1 日)7 日間を限度 医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円(1 月) 入所者ごとに入所時に褥瘡の有無の確認、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価しその後少なくとも 3 月に 1 回評価する。評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たり、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。褥瘡が認められ、評価の結果、褥瘡が発生するリスク入所者ごとに多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともにそのケアの内容や状態を記録する。評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合に算定します	○
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円(1 月) (Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入居者について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定します	

項 目	金 額	該当
排せつ支援加算（Ⅰ）	<p>10円(1月)</p> <p>排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて少なくとも3月に1回評価し、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します</p>	
排せつ支援加算（Ⅱ）	<p>15円(1月)</p> <p>(Ⅰ)の算定条件を満たし、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。又は入所時尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に算定します</p>	
排せつ支援加算（Ⅲ）	<p>20円(1月)</p> <p>(Ⅰ)の算定条件を満たし、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所時尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定します</p>	
自立支援促進加算	<p>280円(1月)</p> <p>医師が入所者ごとに自立支援に係る医療的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、医学的評価の頻度について支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、少なくとも「3月に1回」へ見直すこと。その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施した場合に算定します</p>	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	<p>40円(1月)</p> <p>入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用し、LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施した場合に算定します</p>	○
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	<p>50円(1月)</p> <p>入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報、疾病の状況等を厚生労働省に提出し、入所者の心身の状況等に係る基本的な情報その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用し、LIFE へのデータ提出頻度について、他のLIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施した場合に算定します</p>	

項 目	金 額	該当
安全対策体制加算	20 円(1 回)入所初日のみ 事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します	○
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円(1 日) 厚生労働大臣が定める基準(介護福祉士 80%以上、勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること)に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します	
サービス提供体制強化加算 (II)	18 円(1 日) 厚生労働大臣が定める基準(介護福祉士 60%以上)に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します	
サービス提供体制強化加算(III)	6 円(1 日) 厚生労働大臣が定める基準(介護福祉士 50%以上、常勤職員 75%以上、勤続 7 年以上 30%以上)に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に対し 14.0%加算 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です(令和 6 年 6 月 1 日より)	○
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数に対し 13.6%加算 上記同上 (令和 6 年 6 月 1 日より)	
介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数に対し 11.3.%加算 上記同上 (令和 6 年 6 月 1 日より)	
介護職員処遇改善加算 (IV)	所定単位数に対し 9.0%加算 上記同上 (令和 6 年 6 月 1 日より)	
介護職員処遇改善加算 (V) (1)~(14)	現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率 (令和 6 年 6 月 1 日より)	
特別通院送迎加算	594 円(1 月) 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合に算定します	

項 目	金 額	該当
協力医療機関連携加算	<p>50 円(1 月) (2025 年 3 月 31 日までは 100 円)</p> <p>相談・診療体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関、また協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的開催した場合に算定します</p> <p>5 円(1 月)</p> <p>上記以外の協力医療機関の場合</p> <p>協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的開催した場合に算定します</p>	
退所時情報提供加算	<p>250 円(1 回)1 人につき 1 回に限り</p> <p>医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します</p>	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	<p>10 円(1 月)</p> <p>第二種協定指定医療機関(感染症法第 6 条第 17 頁)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加した場合に算定します</p>	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	<p>5 円(1 月)</p> <p>診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を 3 年に 1 回以上受けた場合に算定します</p>	
新興感染症等施設療養費	<p>240 円(1 日)</p> <p>入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に 1 月 1 回、連続する 5 日を限度として算定します</p>	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	<p>150 円(1 月)</p> <p>入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上。認知症行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修を修了した者 1 名以上配置し、認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等をした場合に算定します</p>	

項 目	金 額	該当
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 円(1 月) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んだ場合に算定されきす	
退所時栄養情報連携加算	70 円(1 回)1 月につき1 回限定 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者であり、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円(1 月) (Ⅱ)の要件を満たし(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること。1 年以内ごとに1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供した場合に算定されます	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円(1 月) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1 つ以上導入し、1 年以内ごとに1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供した場合に算定されます	○
外泊時費用	246 円(1 日) 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に6 日を限度として所定単位数に代えて算定されます(入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない)	○
外泊時在宅サービス利用費用	560 円(1 日) 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1 月に6 日を限度として所定単位数に代えて算定します(外泊の初日及び最終日は算定せず、外泊時費用を算定する場合は算定しない)	
準ユニットケア加算	5 円(1 日) 12 人を標準とする単位でサービスを提供する。入所者のプライバシー確保に配慮した個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに共同生活室を設けていること。日中は準ユニットごとに常時1 人以上の介護職員又は看護職員を設置。夜間・深夜は、2 ユニットごとに1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間・深夜の勤務に従事する職員として配置。準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを設置した場合に算定されます	

(3) 減算

項 目	金 額
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の97%(97%)で算定
入所者の数が入所定員を超える場合、または介護・看護職員またはケアマネージャーの員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%(70%)で算定
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	所定単位数の97%(97%)で算定
身体拘束廃止未実施減算	1日につき所定単位数の90%(90%)で算定
安全管理体制未実施減算	1日につき5単位(5)で減算 運営基準における、事故の発生・再発を防止する為の措置が講じられていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%で算定
業務継続計画未策定減算	所定単位数の97%で算定 「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備、および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合、2025年3月31日まで減算しない
栄養管理の基準を満たさない場合	1日につき14単位(14)で減算 運営基準における、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合

(4) 食費・居住費

負担段階	食 費	居 住 費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	380円	0円
第2段階	390円	480円	430円
第3段階①	650円	880円	430円
第3段階②	1,360円	880円	430円
第4段階	1,445円	1,231円	915円

※ 入院時外泊時の居住費については、下記のとおりご負担いただきます。

6日間		負担限度額
7日間以上	従来型個室	1,231円
	多床室	915円

ただし、入居者のベットを短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護に活用することに同意いただき利用した場合は、所定料金をご負担いただく必要はありません。

(5) 介護保険対象外サービス料金

保険対象外（個人負担）		単位・規格	金額
ワクチン接種	インフルエンザ	1回	実費
	肺炎球菌	1回	実費
口腔ケア用品	スポンジ	1箱（150本）	実費
	歯ブラシ	1セット（10本）	実費
	歯磨きティッシュ	1個	実費
	義歯洗浄ブラシ	1本	実費
	義歯洗浄剤	1箱	実費
	理髪料	カット	2,000円
	毛染め	2,000円	
クリーニング代（外部委託）			実費
入浴用バスタオル			実費
サプリメント			実費
預り金等管理料		月額	500円

